

**「(仮称) 宮城県がん対策推進条例骨子案」に対する御意見（パブリックコメント）
の募集結果と御意見に対する宮城県議会の考え方について**

令和6年11月29日

宮城県議会では、「(仮称) 宮城県がん対策推進条例骨子案」について、令和6年7月5日から令和6年8月5日までの間、ホームページ等を通じ、県民の皆様の御意見等を募集しました。この結果、28通計36件の貴重な御意見を頂きました。頂きました御意見につきましては、条文案の検討の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。頂きました御意見に対する本県議会の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

No.	項目	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
1	I 総則に関する事項 5 関係者の責務等 (2) 市町村の役割	<p>1. 国の第3期がん対策推進基本計画（以下、推進計画）の中間評価、第4期推進計画、及び第4期宮城県がん対策推進計画（以下、計画）の策定にそれぞれの審議会の委員として関わり、その過程で宮城県のがん対策の課題は種々あり、宮城県がん対策条例の必要性を第4期計画に盛り込んでもらった。その後、「(仮称) 宮城県がん対策推進条例骨子案」の作成過程を検討委員会で傍聴するなどして市民の立場で考えてきた。この条例の必要性は宮城県の今日のがん対策の課題解決が計画だけでは解決が不十分であることから求めた経緯があり、その点、現時点の条例案は宮城県独自のがん対策を実現するための条例として具体性が乏しく、国のがん対策基本法、推進計画及び県の計画に記載されていることの実効性を高める効果には余り期待できないと考える。</p> <p>2. 具体的には、県の医療政策の実現性において、県内の市町村の協力が欠かせないが、県の人口の3分の2を占める仙台医療圏、特に県の人口の約半分を占める仙台市の役割を明記して、より踏み込んだ条例にすべきである。「条例はこういうもの」と言うような既成概念のとらわれた保守的な書きぶりであり、現状の内容は創造性に乏しいと考える。2に関して、「仙台市」との連携強化の必要性をより踏み込んで記載すべきとの理由の具体例を挙げる。(1) がん患者が診断治療を受ける医療機関が、国のがん診療連携拠点病院以外の病院で行われている点について、県独自の拠点病院を指定する方向にあるが、対象となることが想定される病院は全て仙台市にあることから、がん医療連携体制について救急医療と同様に仙台市、仙台市医師会などの枠組みで議論する場を設ける必要があると考える。(2) 仙台市が管理する公園は喫煙対策が不十分で、公共の場で有りながら喫煙が自由に行われている。仙台市の健康福祉政策が不十分で、がん対策の視点で十分に管理されてない。例えば、青葉区の五橋公園は日中、サラリーマンの喫煙場と化している現状がある。このため、公園を管理する仙台市建設局公園管理課に対策をするように陳情を行ったところ、禁煙対策は管轄外なので仙台市の保健福祉局健康管理課に行くように助言され、日をあらためて健康管理局に現状を報告し対策を行うように陳情したが、「話を聞いた。管理は公園課」とだけの対応で、真摯さが全く感じられなかった。長年に渡る問題を放置している現状は、今後も解決の目途が立たない。このような現状は県のがん対策の効率的に実行する上での大きなハードルとなっていると考える。以上、市民、及びがん医療、がん研究と教育、仙台市内の医療機関の管理者の立場から意見を出しました。</p>	<p>今回の条例は、本県のがん対策に関して、基本的な考え方や方向性について示すものであり、より具体的な施策や取組の立案・運用については、県執行部において市町村等を含む関係者との協議・調整の下、決定・実施されるべき事項です。</p> <p>頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。</p>
2	I 総則に関する事項 5 関係者の責務等 (3) 県民の役割	<p>患者市民参画の概念に基づく、患者市民のがん関連施策への積極的な関与</p> <p>「県民の役割」の条文として、「国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める」だけでなく、「県のがん医療をより良いものとしていくとの責任と自覚をもって行動する役割を有する。県民は、がんを「他人事（ひとごと）」とすることなく、がん患者関係者に対して共感と理解をもって接しなければならない。」といった記載があると、県民に能動的ながん対策推進の機運を醸成できると思います。</p>	<p>頂いた御意見の趣旨については、「主体的かつ積極的な行動に努める」という表現に含まれると考えています。</p>
3	II 施策に関する事項 6 基本的施策等 全般	<p>宮城県は政令指定都市である仙台市とその他の市町村では財政力だけでなく、医療資源、地域の体制整備において大きな格差があることは県民の等しいがん対策の推進においては障害になるのではないかと。予防、早期発見、がん医療の提供体制、患者支援の体制構築いずれをとっても大都市仙台と地方では受けられる療養支援に大きな差が出ている。この格差を解消する取り組みを明記していただきたい。</p>	<p>頂いた御意見の趣旨については、骨子案の「(3) がん医療の提供体制等の整備」中「がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができる体制の整備」及び「(6) 緩和ケアの推進」中「がん患者等の病状、居住する地域等にかかわらず、適切な緩和ケアを受けることができる体制の整備」と言及したところです。</p>

No.	項目	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
4	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 全般	がんの療養の形がどんどん外来シフトや在宅療養への流れが国の方針も相まって進んできている。だが、患者や家族は病院内で受けられる丁寧な療養支援を在宅や外来で同様に受けられる保証はいまのところない。また病院から離れることで適切な療養の支援の情報も得られなくなり、患者や家族は孤立しがちである。地域の患者団体の活動ではカバーしきれないものがあり、病院はいまの診療報酬体系の元では十分な外来患者や在宅療養患者の支援まで注力できる余裕は全くない。そもそも病院が赤字体質では十分な療養サービスを継続して提供する体力をどこも持っているとは思えない。骨子案には明記されない、「県からの財政支援」を強力に推進していただかないと、実効性のある条例とはならないのではないか？	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
5	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	本骨子案には賛成いたします。 長年やってきた生活習慣は、頭の中では改善しなければならないと思っけていても、なかなか変えられるものではありません。 がん予防のために生活習慣の改善が必要なことは十分理解しますが、がんの早期発見・早期治療のためにも、もっと「検診受診率の向上」を前面に出した条例にすべきと考えます。	御意見を踏まえ、前文において、本県のがん検診受診率が伸び悩んでいること、県民ががん検診の受診等に主体的かつ積極的に努めることについて追記します。 なお、市町村の役割及びがんの予防の推進において、受診率の向上について記載しております。 ■参照：条文案前文、第四条第一項及び第十一条第一号
6	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	P3の(1) がんの予防の推進についてです。 喫煙については詳細に記載されていますが、P2の(3) 県民の役割に記載されている「過剰飲酒」についての記載がありませんので記載すべきと考えます。 なお、私は非喫煙者です。	御意見を踏まえ、がんの予防の推進においても飲酒を追記します。 ■参照：条文案第十条第一項
7	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	がん対策を充実させるという方針については賛同致しますが一方で喫煙率の減少はたばこ小売店の生業に大きく影響します。たばこに関する正しい情報の発信とともに併せて受動喫煙防止に向けた分煙環境整備の重要性に関する発信もお願い致します。禁煙さえすれば、がんなど病気を予防できるという誤った認識に至らぬよう、表現には注意が必要と考えます。	喫煙以外にも、飲酒、食生活、運動等の生活習慣・生活環境等について列記しています。
8	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	がんの予防は、各種の生活習慣をバランスよく改善することにあると伺います。たばこは健康リスクを伴う商品であることは十分理解しておりますが、県の包括的ながん対策がたばこ対策に特化し、多くの県民が「禁煙さえすればがんを予防できる」という誤った認識に至らないよう、表現には注意が必要と考えます。	喫煙以外にも、飲酒、食生活、運動等の生活習慣・生活環境等について列記しています。
9	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	私は喫煙しますが、P3の(1)がん予防の推進について、禁煙さえすれば「がん」にならないと捉えられるような形で喫煙がクローズアップされていると感じます。 具体的な案を検討する際は、県民が誤解しないように記載いただけると幸いです。	喫煙以外にも、飲酒、食生活、運動等の生活習慣・生活環境等について列記しています。
10	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	骨子案に概ね賛成ですが、がん予防＝禁煙や受動喫煙の防止ともとれる記載の仕方に疑問があります。 確かにたばこは健康リスクを否定できない嗜好品ですが、喫煙者は減り続けて今や喫煙者率は20%です。 喫煙者は減り続けているのにがん罹患率は増加している現状も考慮した内容の検討をお願いします。	喫煙以外にも、飲酒、食生活、運動等の生活習慣・生活環境等について列記しています。
11	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	昨年、隣県から宮城県に引っ越してきた者です。 私は喫煙者ですが、東北の各県で策定されているがん条例は、たばこ対策に関する記載が厳しすぎであると感じます。 宮城県の骨子案を拝見しましたが、たばこに関する記載はありながらも過度ではなく好感が持てます。 骨子案に賛成です。	骨子案に御賛同いただき、ありがとうございます。
12	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	本県のがん対策に関し、基本理念を定めがんの予防やがん早期発見、良質な医体制を整備することに異論はございませんがたばこ販売店を営む者としてがんの予防＝喫煙率の減少＝強制的な禁煙の実行という不合理な方針が打ち出されることを懸念しております。具体的な取り組みを検討される際は、改正健康増進法を上回る禁煙施策が推進されることのないようお願いいたします。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。

No.	項目	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
13	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	本骨子案の目的や基本理念には賛同致しますが、たばこ対策に関して、「県は喫煙率の低下及び受動喫煙の防止のために必要な措置を講ずる」とありますが、改正健康増進法を上回る県独自の禁煙施策が推進されることのないよう、強く希望します。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
14	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	(仮称) 条例骨子案には賛成出来ます。しかし喫煙対策について要望することがあります。私は愛煙家の味方ですが我が宮城県は喫煙者を邪魔者扱いをすることなく、社会の一個人として理解してくれる県だと信じています。喫煙に関する一定の対策はやむを得ないと思いますが、本条例を機に過度な対策が講じられることがないようお願いします。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
15	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	6 基本的施策等(1) がんの予防の推進についてお願いします。記載されている「喫煙率の低下」「受動喫煙の防止」に必要な施策を講ずるとありますが、長年の愛煙家として喫煙は生活の一部として楽しんでいます。どうか楽しみを奪うような過度な対策をしないようよろしくお願い致します。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
16	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	今回のがん対策推進条例策定にあたりましては、喫煙環境の整備とマナー遵守及び環境にやさしい商品の開発に努めていくことががん対策の最も重要なことではないかと考えています。法令があるから定めた条例があるから、守らなかった者が悪いと片づけずに、基本となる法なり条例なりに環境整備を急ぎ、たばこを吸う人と吸わない人が共に生きる社会を目指したいものです。どうか今回の推進条例策定に当たりましては、過度な対策とならないよう心からお願い申し上げます。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
17	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	20才から60年間の愛煙家です。 この度宮城県がガン対策を推進するために条例を策定することは賛成です。 健康の施策に必ずたばこが標的にされ、愛煙家は日々肩身のせまい思いをしています。 肺ガンは増加しておりますが、たばこの消費量は減っております。 肺ガン増加の原因は排ガスと私は思います。排ガス規制は自動車業界に課せられていますが、健康面への調査研究対策は、自動車、医療業界、国、自治体ゼロです。対策を願います。 税確保のため、増税するが物価高の昨今、愛煙家の懐も考えてもらいたい。 本施策が愛煙家にとって過度にならないよう願います。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
18	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	喫煙率の減少は、たばこをやめたい方への禁煙指導等で達成すべきものであり、喫煙機会をなくすなどの強制的な禁煙化施策によって達成すべきものではないと考えます。具体的な取り組みを検討する際は、国の方向性に沿った内容となることを切に希望します。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
19	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	たばこ販売店を営んでいます。がんの予防については、各種の啓発活動が重要と考えますが、たばこに関する知識の普及に関しても、当然ながら、事実に基づく正しい知識の普及に努めていただきたいと思っております。過去、他県では、現時点で、健康影響が判明していない三次喫煙について、あたかも健康に著しく悪影響が及ぶと連想されるような普及活動が行われていたようです。 行政が意図的に一定の方向に世論を動かそうとしているのであれば、たばこに限らず、非常に怖い話です。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
20	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	能動喫煙や受動喫煙とは異なり、いわゆる三次喫煙による健康影響は明らかになっていないとされています。本骨子案では三次喫煙に関する記載がありませんが、他自治体では三次喫煙に言及するケースも散見されており、三次喫煙と健康影響を紐づける誤った情報によって多方面への悪影響が生じているとも伺っています。本県においては客観的な事実に基づき検討を進めていただきたいと思います。	頂いた御意見につきましては、県執行部にお伝えいたします。
21	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	6 基本的施策等(1) がんの予防の推進に記載されている「喫煙率低下」についての要望です。どの程度(何%)まで低下という部分ですが、具体的内容を検討される際には、みやぎ21健康プランの数値目標と整合性が取れたものとして頂きますようお願い致します。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。

No.	項目	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
22	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	6 基本的施策等(1)の「受動喫煙」との記載は、第4期宮城県がん対策推進計画に記載にもあり「望まない受動喫煙」と記載し定義すべきだと思います。 政府や厚生労働省でも「望まない受動喫煙」と記載し定義されています。 曖昧な記載や国と県で用語や定義が異なることはダブルスタンダードで無用な混乱を招きますので避けるべきです。 また喫煙は合法であり嗜好品ですから、喫煙するかしないかは個人の判断ですので、個人の判断として「望まない受動喫煙」が適切だと考えます。	望むか望まないかにかかわらず受動喫煙対策を講ずることが必要と考えています。他道府県のがん対策推進に係る条例も単に「受動喫煙」と記載しているものが多数であることから、条文案には、骨子案のとおり「受動喫煙」と記載したいと考えています。 ■参照：条文案第十条第二項
23	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	6 基本的施策等(1)の7ページ目で、参考項目の第4期がん対策推進計画(3)に「喫煙者が禁煙を意識する機会が持てるような情報提供を行い、禁煙を実施するための支援策を講じます」とありますが、こちらの主語は喫煙者ではなく、禁煙を希望する喫煙者であるべきではないでしょうか。そもそも国の計画も、禁煙を希望する喫煙者が主語であるはずですが。	第4期宮城県がん対策推進計画については、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として、県執行部が本年3月に策定したものです。 頂いた御意見については、次期計画策定の際の参考となるよう、県執行部にお伝えします。
24	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	2020年4月に全面施行された健康増進法に基づく、受動喫煙防止の取り組みの義務化 次の青森県がん対策推進条例の第9条・第10条が参考になると思います。具体的には、多数の者が利用する施設や事業場における受動喫煙防止のための配慮を義務化する条文です。受動喫煙防止の観点からは厳密には「喫煙所の設置」自体が好ましくない、との意見もありますが。 (多数の者が利用する施設における受動喫煙防止のための配慮) 第九条 健康増進法第二十五条の五に規定する学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下同じ。)を管理する者(以下「多数の者が利用する施設の管理者」という。)は、当該施設を利用する者の受動喫煙を防止するため、当該施設の構造、利用者の状況等に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。 2 多数の者が利用する施設の管理者は、喫煙所を設置しようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置するよう特に配慮しなければならない。 (事業場における受動喫煙防止のための配慮) 第十条 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。	多数の者が利用する施設や事業場における受動喫煙防止のための配慮については、健康増進法及び労働安全衛生法に同趣旨の規定が設けられています。 このため、条文案には記載しないこととしたいと考えています。
25	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	宮城県におけるがん対策が充実したものになることを祈っております。仙台市内でたばこ販売店を営んでおりますが受動喫煙を防止する為には、喫煙場所が極端に不足していると感じております。決して喫煙場所は喫煙者の為にあるというのではないと私は考えております。しっかりと分煙施設はむしろたばこを吸わない方々の為にある、と私は考えております。がんの予防の為に受動喫煙を防止する施策を講じるという事ですので、是非とも県内の各市町村と連携し、分煙環境整備を進めて戴くことをお願い申し上げます。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
26	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	P3の(1)がんの予防の推進についてです。 受動喫煙の防止の為に必要な施策を講じるとありますが、至る所を禁煙にしましょうと言ったところで現状2割の喫煙者が存在する以上、隠れて喫煙することが懸念され、問題解決にはなりません。 具体的な内容を検討する際には、県内自治体に喫煙所整備を促す等を行うこともご一考下さい。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
27	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (1) がんの予防の推進	私は普段から分煙を意識しています。もっと分煙した場所を増やして欲しいです。分煙の定義も曖昧にして欲しくありません。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。

No.	項目	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
28	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (10) がん教育、がんに関する知識の普及啓発	先行する条例制定県ではがん教育やがん予防の県民運動など、関係各所との連携のもとで取り組みが進められており、宮城県はこの部分で大きく出遅れている。特に予防の取り組みについて、明確な指標なりアクションプランを具体的に起こさなければ、喫煙率や飲酒率の低下は到底望めるものではない。県民に対する啓発活動に重点を置いた骨子案としていただきたい。食生活と生活習慣についての広報を充実していただきたい。	今回の条例は、本県のがん対策に関して、基本的な考え方や方向性について示すものであり、具体的な施策や取組の立案・運用については、県執行部において関係者との協議・調整の下、決定・実施されるべき事項です。 頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
29	Ⅱ 施策に関する事項 6 基本的施策等 (3) がん医療の提供体制等の整備	骨子案の3ページ、Ⅱ施策に関する事項、6 基本的施策等、(3) がん医療の提供体制等の整備に関して1つだけ注文があります。現在名取の県立がんセンター頭頸部外科で行われている「がんの光免疫療法」を何とか存続させて下さい。宮城県知事は県立がんセンターと仙台赤十字病院を再編統合し名取市内に移転すると決めているようですが、それを取り消せるならぜひ撤回し、県立がんセンターを今のまま存続させて下さい。がんセンターは東北大学医学部附属病院とともに国が指定した「都道府県がん診療連携拠点病院」の1つで宮城県のがん診療を支える大変重要な拠点病院です。そこでは上述した「光免疫療法」以外の様々な先進的ながん治療が行われていると思います。県民の収めた税金を県民のために上手に使うのが県知事や知事を支える県庁職員の責務だと思いますので、4病院再編移転計画も一度立ち止まって考えなおして下さい。白紙撤回を強くお願いします。特に「がんの光免疫療法はなくさないように」強く求めます。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。
30	Ⅲ 体制整備等に関する事項 7 推進体制の整備	がんに関連した医療や政策は日進月歩ですが、先行の他道府県条例の中には制定後、長期間見直されていない事例も散見されます。それを防ぐためにたとえば愛媛県がん対策推進条例では (施策の見直し) 第13条 知事は、がん対策の推進に関する施策の実施状況について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。となっています。宮城県では更に踏み込んで、また「宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例」に先例があるように、制定後、条例の定期的な見直しをがん対策推進協議会及び県議会に諮るという条文を加えてはいかがでしょうか。	条例は、社会情勢等の変化に応じて不断の見直しが行われるべきものであり、条文案には記載しないこととしたいと考えています。
31	その他	2023年6月に施行された医療ゲノム法（ゲノム医療推進法）の理念に基づく「遺伝情報による差別」の防止 旧・優生保護法に関しての最近の最高裁判決なども参考に「県民はゲノム情報による不利益な取り扱いを受けたり、本人の意思に反してゲノムに関する検査・診断やその結果の告知や開示を強制されてはならない。」といった条文を追加してはいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、ゲノム情報を含むがんに関する個人情報の保護について追記します。 ■参照：条文案第二条第五号
32	その他	現在は宮城県がん対策推進協議会が条例で定められたがん対策の協議体となっているが、一部の代表だけで構成されており広い意味での「県民運動の展開」はできない仕組みになっているのが問題である。京都府のように「京都府がん対策推進府民会議」のような県、市町村、がん対策関係者、がん患者等、教育機関、報道機関、学識経験を有する者を幅広く集めた組織作りを宮城県でも行ってはどうか？京都府では条例に「がん対策府民会議」を明記している。またそのことによりさまざまな活動が展開されがん対策に有効な成果を上げているので、調査していただきたい。	本県では、がん予防も含む健康づくりを推進するため「スマートみやぎ健民会議」を設立し、企業、団体、大学等研究機関、行政等の参画と協働による県民運動を推進しています。
33	その他	現在の本県のがん診療の主力部隊は、県計画にも繰り返し記載されている県がん診療連携協議会（現在は国指定拠点病院が構成会員）です。本条例を「本県の特性に応じ」て制定するならば、設置主体が県ではないという理由などで触れないとしたら大変に不自然です。本県条例の条文では、同協議会を「定義」で記載し、さらに県からの財政的支援なども記載して、一層の活躍を促すべきです。 さらに同協議会に働きかけて（例えば兵庫県ではそうなっているように）、県計画で「検討している」という宮城県独自指定の拠点病院（仮称）、宮城県対がん協会、県や市の医師会・看護協会・薬剤師会も構成員としてより強力な「主力部隊」となっていただくべきです。	条文案では、がん診療連携拠点病院等と連携し、必要な施策を講ずる旨を追記しています。 がん診療連携協議会は、がん診療連携拠点病院等が設置するものであるため、頂いた御意見の趣旨については、こちらに含まれると考えています。 ■参照：条文案第十二条 また、がん診療連携協議会への働きかけに関する御意見については、県執行部にお伝えします。

No.	項目	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
34	その他	骨子案に概ね賛成します。 条例の策定は、内容によっては県民個々人のプライベートにも関わることもあります。 具体的内容の検討の際には、過度な取り組みとなっていないか十分に検討され、県民誰もが納得して取り組める内容としていただけるようお願いいたします。	骨子案に御賛同いただき、ありがとうございます。
35	その他	骨子案に賛成します。 本県のがん対策が条例の策定で一層推進されることを期待しております。 具体的な内容の検討に当たっては、それぞれの項目について過度でない実効性のある対策として頂きますようお願いいたします。	骨子案に御賛同いただき、ありがとうございます。
36	その他	骨子案に賛成します。 具体的な内容を検討される際は、本県のがん対策推進計画やみやぎ 21 健康プランの目標値等と整合性の取れた内容とされるようお願いいたします。	骨子案に御賛同いただき、ありがとうございます。頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。